

## 令和6年度 第1回 評議会 資料④

令和5年度山梨支部事業実施結果について

# 令和5年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部  
企画総務グループ

# ◆ 令和5年度目標達成状況

| 対 応 項 目 |                                               | 指 標                                                            | 目 標                            | 結 果              | 評 価 |
|---------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------|-----|
| 1       | インセンティブ（報奨金）制度の本格導入                           | 実績（確定値）の総合順位（全国47支部中）                                          | 15位以内/<br>47支部中                | 44位<br>令和4年度実績   | ×   |
| 2       | ジェネリック医薬品の使用促進                                | 使用割合（数量ベース）                                                    | 【KPI】<br>前年度末<br>(80.4%)<br>以上 | 82.7%<br>R6.2実績分 | ○   |
| 3       | 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進                      | 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合                           | 【KPI】<br>52.0%以上               | 53.83%           | ○   |
| 4       | 医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信等 | 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施 | 【KPI】<br>定性評価                  | 実施済              | —   |
| 5       | 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（コラボヘルスの推進）        | 健康宣言事業所数                                                       | 【KPI】<br>660事業所                | 894事業所           | ○   |
| 6       | 費用対効果を踏まえたコスト削減等                              | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合                                            | 【KPI】<br>20.0%以下               | 9.09%            | ○   |

# 1. インセンティブ（報奨金）制度の実施及び検証

## ○令和5年度事業計画（KPI 設定なし）

- 令和3年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、制度の仕組みや現状、加入者等が実践すべき行動等を示すなど表記を見直す。
- 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。
- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

## ○令和4年度結果（確定実績まで）

| 令和3年度実績（確定値） |     |     |     |     | 令和4年度実績（確定値） |     |     |     |     | インセンティブ（報奨金）付与 | 財源拠出                         |
|--------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|----------------|------------------------------|
| 28位          |     |     |     |     | 44位          |     |     |     |     | なし             | 0.01%<br>(令和6年度の<br>保険料率に反映) |
| 指標①          | 指標② | 指標③ | 指標④ | 指標⑤ | 指標①          | 指標② | 指標③ | 指標④ | 指標⑤ |                |                              |
| 14位          | 15位 | 44位 | 24位 | 13位 | 10位          | 42位 | 39位 | 47位 | 35位 |                |                              |

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

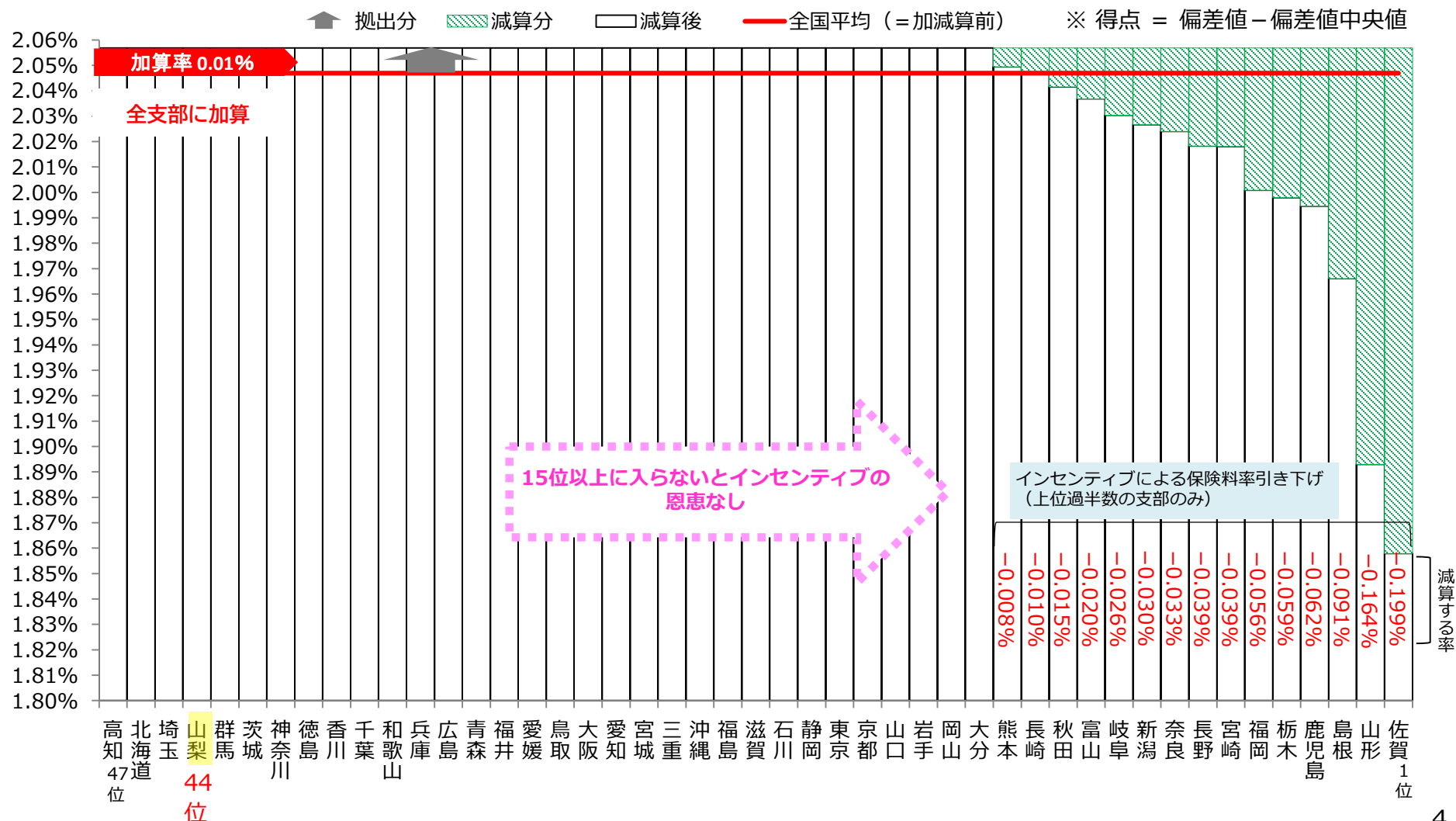
指標④ 要治療者の医療機関受診率

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

## ■ インセンティブ付与の仕組み・・・（報奨金イメージ）

### 令和4年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和4年度実績評価 ⇒ 令和6年度保険料率へ反映】



## 制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、インセンティブ（報奨金）を付与。

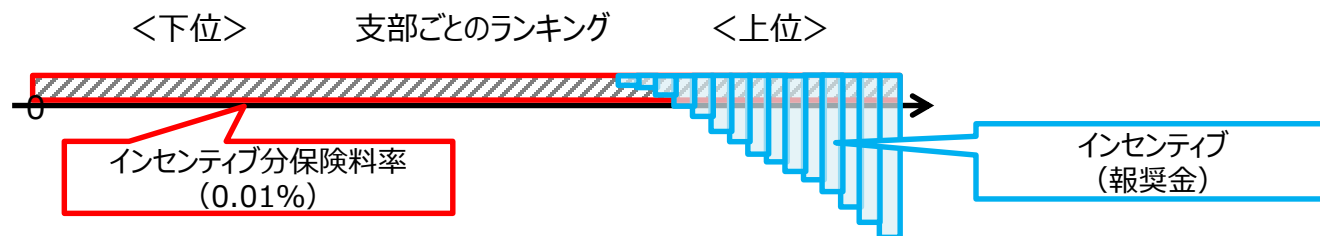
**①評価指標・②評価指標ごとの重み付け**

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

**③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について**

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%※を盛り込む。  
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。  
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元～2年度の実績（令和3～4年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和3年度以降の実績（令和5年度以降の保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

## 【制度のイメージ】



## ○令和5年度取組内容・結果

- 様々な機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進した。  
(支部ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、各種会議やイベント等)
- 令和4年度実績の総合順位は44位  
15位以内に入らなかったため、令和6年度保険料率算定時におけるインセンティブ（報奨金）付与はなかった。
  - インセンティブの財源分の拠出に伴い、令和6年度保険料率に約0.01%が上乗せされている。
  - 令和6年度支部保険料率は9.94%に決定（前年度より0.27%引き上げ）した。
- 5つの評価指標のうち、2つが全国順位40位台と低位である。
  - 指標②（特定保健指導の実施率）は42位、④（要治療者の医療機関受診率）は47位であった。

## ○課題・令和6年度の取組

- 保健事業に係る「指標②（特定保健指導の対象者の実施率）」、「指標④（医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率）」について、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。
- 令和4年度までの評価実績を踏まえ、広報媒体を適宜更新するとともに、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただき、行動変容を促す広報を行う。

## 2. ジェネリック医薬品の使用促進

※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

### ○令和5年度事業計画（抜粋）

- 医療機関や薬局毎の使用割合等のデータで作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して関係者への働きかけを行い、県内の一般名処方箋の拡大及び使用割合の向上を図る。
- GEの特長を記載したチラシ及び「お薬手帳カバー」を作成し、薬剤師会と連携のうえ、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- 支部の特徴や傾向を踏まえ、若年層の使用割合向上に向けて、若年層の親世代の被保険者や被扶養者に対し、GEの周知や切り替え、選択を促す広報を行う。
- マスメディアやSNS、公共交通機関を活用し、GEの特長を広く訴え、ニーズを喚起する。
- 保険者協議会を通じて他保険者と情報を共有し、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。
- 研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。

### ○K P I：支部のGE使用割合を前年度以上とする。

| 令和5年度事業計画     | 令和5年度事業結果           | 目標K P Iとの差 |
|---------------|---------------------|------------|
| 前年度末（80.4%）以上 | 82.7%<br>(令和6年2月実績) | + 2.3%     |

### ○令和5年度取組内容・結果

- 協会けんぽ山梨支部長と関東信越厚生局山梨事務所長との連名により、医療機関や薬局毎の使用割合等のデータで作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」を送付。
  - 1) 医療機関への働きかけ ⇒ 94医療機関へ資料郵送（7月）
  - 2) 保険薬局への働きかけ ⇒ 83薬局へ資料郵送（7月）

○令和5年度取組内容・結果（つづき）

- 3) 山梨県薬剤師会との連携 ⇒ 薬剤師会会員の139薬局へ、「お薬手帳カバー（GE 冊子付き）」5,950冊を配布
- 4) 様々な媒体を活用した広報の実施
  - 新聞広告 ⇒ 山梨日日新聞：半3段広告(1月)、山梨新報：半4段広告(1月)
  - SNSを活用した動画配信 ⇒ Youtubeを活用し、若年齢層の保護者を対象とした動画を配信
  - 公共機関を利用した広告 ⇒ 路線バスへの広告（4～3月）
  - 三師会との連携 ⇒ 甲府駅ビルへ共催名義による懸垂幕掲揚（6月、9月）
  - 自治体との連携 ⇒ 懸垂幕、のぼり旗を庁舎に設置、園児を対象としたオリジナル希望カードの作成、配布  
＜10市町、1,789名＞、小中学校を通じた保護者向け啓発チラシの配布＜13市町、22,221名＞

○課題・令和6年度の取組

- GE使用割合は令和4年5月以降は80%超を維持している。
- 現在、GEの供給が不安定となっており、積極的にGE使用推進を訴えることができない状況となっている。この状況を踏まえた働きかけを、医療機関、薬局、加入者等へ継続して行っていく。
- 5歳～14歳のGE使用割合は全国平均を大きく下回っており、全体の割合を更に高めていくためには、この年齢層の向上が必須。令和6年度も継続して当該年齢の保護者をメインターゲットにした広報を実施する。
- 若年層（2歳～19歳まで）を対象とした支部独自のGE医薬品軽減額の発送を行う。
- 薬剤師会、協定締結市町等、関係団体と連携したGE使用促進の取組みを継続するほか、保険者協議会等と連携してGE使用割合のデータを共有し、他保険者も含めた県全体の状況を把握する。
- GE使用割合の低い医療機関・薬局に対し、地域における使用割合等を記載したお知らせを、関東信越厚生局山梨事務所、山梨県、山梨支部の連名文書と併せて送付する。
- GE医薬品の使用割合の低い地域において、位置情報をもとに医療機関に通院している加入者等に対してジオターゲティングを行い、訴求力のあるランディングページに誘導する。

# 3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

## ○令和5年度事業計画（抜粋）

- 広報誌の定期発行等を通じて、加入者・事業主等に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。また、より幅広く情報発信するため、YouTube動画やSNS等を活用した広報を行うとともに広報結果を踏まえ費用対効果や行動変容等を検証する。
- 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- 山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組みを一般の方々にも広く発信していく。
- 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- 健康保険委員の委嘱者数の拡大を進めるとともに、オンラインを活用した研修会の開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。

○K P I：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.0%以上とする。

| 令和5年度事業計画 | 令和5年度事業結果 | 目標 K P I との差 |
|-----------|-----------|--------------|
| 52.0%以上   | 53.83%    | + 1.83%      |

## ○令和5年度取組内容・結果

### 【広報活動】

- 広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供など、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信した。
- 生活習慣病予防健診の自己負担軽減にかかる周知用チラシを関係団体の会報誌に折り込み、受診の促進を図った。
- 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知した。＜ 送付件数：1,563件 ＞
- 新規適用事業所に協会けんぽの概要や給付制度の説明を掲載したリーフレット、健康宣言、健康保険委員の案内を送付した。＜ 送付件数：750件 ＞
- 特定保健指導の理解を深めるための動画を作成し、YouTubeを活用したインストリーム広告（15秒、325,013回視聴）及びテレビCM（15秒、28本）を実施した。

### 【健康保険委員】

- 未委嘱事業所等へ外部委託を活用した電話勧奨（1,669件）及び職員による訪問勧奨（103件）を実施した。
- 健康保険委員表彰状伝達式を開催した。（11月16日に年金委員表彰と合同で開催）  
＜ 支部長表彰：8名 ＞ ※伝達式後、年金事務所と合同で研修会を開催
- 健康保険委員への情報提供として、「健康保険委員だより」の提供を実施（8・2月）した。また、2月～3月にかけて山梨県内5会場（200人参加）で参集型の研修会を実施した。

## ○課題・令和6年度の取組

### 【広報活動】

- 広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容を適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供、健康保険委員委嘱事業所への定期情報提供など、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信する。
- 県、市町村、関係団体等との連携・協力による広報を継続実施する。
- 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費の仕組み、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知する。
- 健康保険委員研修会や健康づくりイベントでの広報を幅広く実施する。
- 第3期データヘルス計画で6年後に達成すべき目標「血压リスク保有率3%減」を達成するため、減塩に焦点をあてた広報を山梨県と連携のうえ実施する。

### 【健康保険委員】

- 委嘱者数の拡大に向け、健康宣言と合わせて、外部委託業者による文書・電話勧奨を実施する。
- 健康保険委員研修の拡充に向け、健康保険委員研修会を年2回（春・秋）実施し、委員のニーズが高い、制度説明やマイナ保険証等を中心に、インセンティブ制度やジェネリック医薬品使用促進など加入者・事業主の行動変容を促す説明を行う。
- 健康保険委員への情報提供について、本部作成の総合パンフレットの提供や、健康保険委員限定の情報紙「健康保険委員だより」の提供を行う。
- 健康づくり事業について、健康保険委員委嘱事業所や健康宣言事業所を中心に、適用事業所を通じた加入者へのメンタルヘルスセミナー等を実施する。

# 4. 医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信等

## ○令和5年度事業計画（抜粋）

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、山梨県国民健康保険運営協議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。
- 令和5年度に行われる次期医療計画、医療費適正化計画策定に向けて山梨県との関係性の構築、積極的な意見発信を行う。
- 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組みを行う。
- 県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携・協力し、効率的・効果的な事業を実施する。
- 地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

○K P I：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

## ○令和5年度取組内容・結果

- 県等関係方面への積極的な意見発信、および自治体等との連携強化
  - 1) 地域医療構想調整会議
  - 2) 県内参加協議会等
    - ・山梨県保険者協議会
    - ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会
    - ・山梨県国民健康保険運営協議会
    - ・健やか山梨21推進会議
    - ・山梨県後期高齢者医療懇話会
    - ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
    - ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区（4区域）地域・職域保健連携推進協議会
    - ・4市（甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市）の国民健康保険運営協議会
    - ・甲府市食育推進計画協議会

### <主な意見発信>

- 山梨県の次期医療費適正化計画にも血压対策を盛り込むべきである。（保険者協議会）
- 協会けんぽ山梨支部の加入者には血压リスクの保有者も多いため、基本施策に「減塩」を盛り込むべきである。（甲府市食育推進計画協議会）
- 特定保健指導の実施率や医療機関の受診が必要とされた方（要治療者）の医療機関受診率は低調である。特に要治療者の受診率が低いため、取組みを強化しているが、事業所や健診機関等の関係者の協力が必要である。（健やか山梨21推進会議）
- 要治療者の医療機関受診率が低いため、引き続き国保と連携して取り組んでいきたい。（国民健康保険運営協議会）
- 後発医薬品について、20歳未満の使用割合が80%を下回り、全国平均を大きく下回っている。また、アレルギー用薬の使用割合が全国平均を大きく下回っていることから、この点に着目した事業を展開していただきたい。（後発医薬品安心使用促進協議会）

#### 3) 覚書「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」の締結状況

- ・山梨県 ・富士吉田市 ・富士川町 ・昭和町 ・笛吹市 ・中央市 ・甲府市 ・山梨市 ・市川三郷町 ・甲州市 ・甲斐市
- ・韮崎市 ・**上野原市（令和5年10月）** ・山梨県医師会 ・山梨県薬剤師会 ・山梨県歯科医師会
- ・山梨県社会保険労務士会 ・山梨学院短期大学

#### 4) 覚書「健康経営の普及促進を目指した相互連携による覚書」の締結状況

- ・アクサ生命保険株式会社甲府支社 ・住友生命保険相互会社山梨支社 ・東京海上日動火災保険株式会社山梨支店
- ・三井住友海上火災保険株式会社山梨支店 ・明治安田生命保険相互会社甲府支社
- ・**甲府商工会議所（令和6年3月）**

### ○課題・令和6年度の取組

- 支部医療費データの集計・分析を踏まえて、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- 保険者協議会と連携した医療費、ジェネリック医薬品関連データを用いた分析を行う。
- その他、各協議会等様々な機会において意見発信を行う。

## 5. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の 着実な実施（コラボヘルスの推進）

### ○令和5年度事業計画（抜粋）

- 健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による健康宣言の勧奨を行う。
- 健康経営を支援・推進する団体（協力事業者）との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。
- 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくり講座を開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策）の推進をサポートする。

### ○K P I：660社以上

| 令和5年度事業計画 | 令和5年度事業結果 | 目標との差 |
|-----------|-----------|-------|
| 660社以上    | 894社      | +234社 |

### ○令和5年度取組内容・結果

- 宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付した。
- 健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度が見える化した「事業所カルテ」を送付した。
- 令和5年5月から「健康づくり講座」を展開した。ビデオオンデマンド、DVDでも受講可能としたことにより、申し込み件数が増加し、34事業所に実施した。（令和4年度は20事業所）

○課題・令和6年度の取組

<健康宣言事業所のエントリー数拡大>

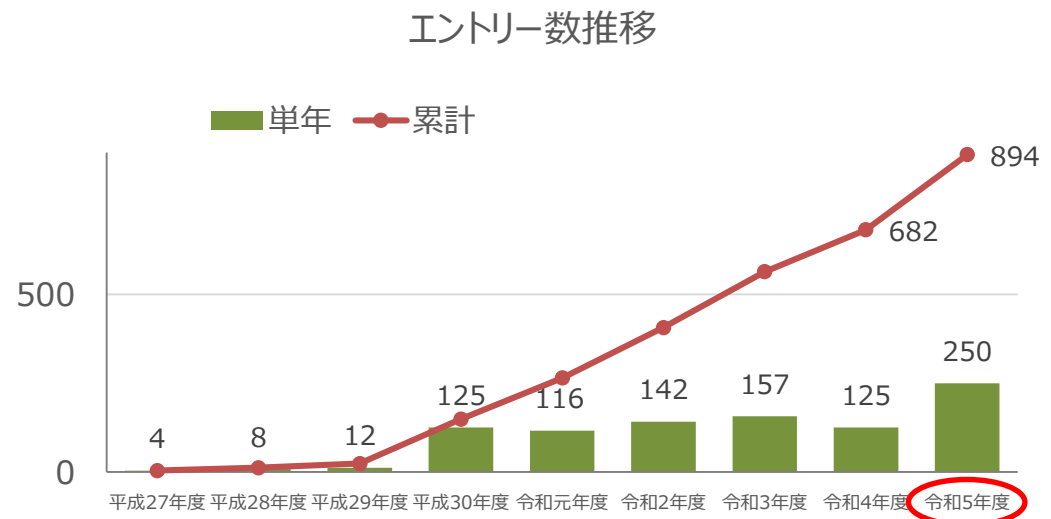
- 今年度目標（データヘルス計画）は「1,010社以上」
- 「やまなし健康経営優良企業」との連携（周知、セミナー等）
- 外部委託による文書、電話勧奨（約2,000件）

<健康宣言事業所への支援・健康経営度の向上>

- 協力事業者との連携による支援体制の拡充
- 「事業所カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- 健診受診率・特定保健指導実施率に着目した個別アプローチ
- 「健康づくり講座」の開催

|        | 令和6年3月末現在 |           |
|--------|-----------|-----------|
|        | エントリー事業所数 |           |
|        | (単年)      | (累計)      |
| 平成27年度 | 4 社       | 4 社       |
| 平成28年度 | 8 社       | 1 2 社     |
| 平成29年度 | 1 2 社     | 2 4 社     |
| 平成30年度 | 1 2 5 社   | 1 4 9 社   |
| 令和元年度  | 1 1 6 社   | 2 6 5 社   |
| 令和2年度  | 1 4 2 社   | 4 0 7 社   |
| 令和3年度  | 1 5 7 社   | 5 6 4 社   |
| 令和4年度  | 1 2 5 社   | 6 8 2 社※1 |
| 令和5年度  | 2 5 0 社   | 8 9 4 社※2 |

※1： 共済組合への移行や廃業により、累計から7件のマイナスとなる。  
※2： 健康宣言内容を更新されない事業所の登録解除や廃業により、累計から38件のマイナスとなる。



『参考：健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）』 R6.3発表

ブライト500を含む認定事業所数：107社  
※ 山梨支部加入事業所（「目指そう！健康事業所」エントリー事業所）

## 6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

### ○令和5年度事業計画

- 調達見込額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。
- 業者への声掛けの徹底、十分な公告期間や履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組みを行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。

○K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件（年度内に契約した案件）の割合を20%以下とする。  
ただし、年間4件以下の場合は1件以下とする。

| 令和5年度事業計画 | 令和5年度事業結果       | 目標 K P I との差  |
|-----------|-----------------|---------------|
| 20%以下     | 9.09% （1件/11件中） | ▲10.91%（目標達成） |

### ○課題・令和6年度取組

- 十分な公告期間・履行期間を確保し、公告後は業者への周知や声掛けを実施する。
- 複数者が応札するよう調達担当者や事業実施グループより声掛けを実施する。
- 令和6年度は支部移転に伴う調達が発生するため、例年に比べると調達件数が増加するが、引き続き一者応札案件の削減に努める。

# 令和5年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部  
保健グループ

# ＜＜健診＞＞

## 特定健康診査（特定健診）とは

平成 20 年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。  
保険者に義務づけられている。

40 歳から 74 歳の人に対して、生活改善指導（特定保健指導）を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の 3 つの健診に分かれている。

# 1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

## ○令和5年度事業計画

- 市町村や商工会、健診実施機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- 委託健診機関の拡大を図る。
- 新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。
- コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌等を配布し、受診勧奨を行う。

## ○K P I : 生活習慣病予防健診の実施率を76.5%以上とする。

(40-74歳実施見込者数 : 79,435人、対象者数103,836人)

| 令和5年度<br>目標 | 令和5年度<br>受診者数 | 令和5年度<br>実施率 | 目標達成度  | 令和4年度<br>受診者数 | R5-R4  |
|-------------|---------------|--------------|--------|---------------|--------|
| 76.5%       | 82,315件       | 79.0%        | 103.3% | 75,048件       | 7,267件 |

※令和5年度被保険者対象者数 : 104,166人 (令和6年3月末日)

○令和5年度取組内容・結果

- 市町村や商工会等と連携し、集団健診を実施した。
- 健診実施機関の協力のもと、市町村や商工会等と連携した集団健診について、前年度より 4日間増加した。受診勧奨については、勧奨事業所数は1,369件増加したが、勧奨後受診者数は 188人減少した。
- 新規適用事業所宛健診案内 652件、任意継続新規加入者案内を 599件発送し、受診勧奨を行った。
- 東京の健診実施機関2機関（検診車での実施のみ）、蕨市の健診実施機関と契約締結を行った。（合計27機関）
- 委託健診機関の拡大を図るためリストアップした5機関に電話勧奨を行い、うち3機関に幹部職員が訪問勧奨をした。幹部職員の訪問勧奨により1機関と契約締結に向け準備中。訪問を断られた機関へ資料を送付し検討を依頼したが、マンパワー不足等により契約は困難の旨連絡あり。ほか 1 機関が検討中。
- 健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌（計3,220 件）の送付や年1回の事業所カルテ等の送付（916件）により、加入者の健康意識啓発を行った。
- 集合バス健診及び受診勧奨結果

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 集合バス健診日数  | (R5) 34日 - (R4) 30日 = 4日            |
| 受診勧奨事業所数  | (R5) 10,078 - (R4) 8,709 = 1,369事業所 |
| 勧奨後受診事業所数 | (R5) 878 - (R4) 811 = 67事業所         |
| 勧奨後受診者数   | (R5) 2,523 - (R4) 2,711 = ▲188人     |

## 2. 事業者健診データ取得率の向上

### ○令和5年度事業計画

- 事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- 同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。
- 同意書を取得している事業所分について、健診実施機関に対してデータの提出期限を設定し健診推進経費を活用することにより早期かつ確実なデータ取得を図る。

### ○K P I : 事業者健診データの取得率を5.1%以上とする。(取得見込者数 : 5,996人、対象者数103,836人)

| 令和5年度<br>目標 | 令和5年度<br>取得数 | 令和5年度<br>取得率 | 目標達成度 | 令和4年度<br>取得数 | R5-R4   |
|-------------|--------------|--------------|-------|--------------|---------|
| 5.1%        | 2,843件       | 2.7%         | 53.5% | 4,236件       | ▲1,393件 |

※令和5年度被保険者対象者数 : 104,166人 (令和6年3月末日)

### ○令和5年度取組内容・結果

- 取得件数は、目標の約5割となった。(取得していたデータ約1,700件が共済組合に管掌変更となったこと、生活習慣病予防健診に切り替えができたことが主な要因となっている。)
- 同意書未取得の事業所(40歳以上被保険者10人以上 受診率50% 227件 40歳以上被保険者7~9人 受診率0% 90件)を対象とし、同意書取得等の業務を外部委託し、76件同意書を取得した。また、紙媒体結果票144名分(うちデータ作成91名分)ほか支部で取得した健診結果票のデータ作成についても外部委託し、390件受領した。
- 健診実施機関へのデータ作成契約勧奨を行い、1健診実施機関と作成委託契約を締結した。
- 同意書取得済の事業所について、健診推進経費を活用し健診翌月から3か月以内にデータを提出した健診実施機関へ1件当たり200円(税込)支払う覚書を29機関と締結し、12機関へ1,047件分の支払いを行った。

### 3. 特定健診受診率（被扶養者）の向上

#### ○令和5年度事業計画

- オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査の実施会場・実施回数を拡大し、受診行動につなげていく。また、健診実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。
- 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、受診勧奨を行う。
- 受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施すること等新たな提案を市町村に対して行う。
- 新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

○K P I：特定健康診査の実施率を49.6%以上とする。（実施見込者数：13,231人 対象者数26,675人）

| 令和5年度<br>目標 | 令和5年度<br>受診数 | 令和5年度<br>実施率 | 目標達成度 | 令和4年度<br>受診数 | R5-R4 |
|-------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------|
| 49.6%       | 9,791件       | 41.4%        | 83.5% | 10,295件      | ▲504件 |

※令和5年度被扶養者対象者数：23,631人（令和6年3月末日）

○令和5年度取組内容・結果

- 大型商業施設を利用したオプション測定付き健診「まちかど健診※」については 2 会場、日数は9日間で実施し、富士吉田市で「ミニまちかど健診」を 1 日間実施した。また、受診率の低い上野原、都留市、甲府市で各1日、富士河口湖町で2日オプション測定付き健診を実施し、103名が受診した。
- まちかど健診については、土日を設定せずに実施した。1日日程を減らしたことで、令和4年度より50名減少した。
- 来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。（620件）
- 新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。（1,953件）
- その他、協定を締結している甲府市、富士吉田市と連携し、受診もれのないよう市の集団健診の日程を広報し受診勧奨を行った。

※まちかど健診

年度末の未受診者対策を目的とし、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。  
併せて令和4年度からは、オプション測定付き「ミニまちかど健診」を受診率の低い市町で実施している。

| 会 場                      | 日 程                       | 勧奨者数                                             | 受診者数 |
|--------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------|------|
| ラザウォーク甲斐双葉<br>（2Fラザホール）  | 令和6年2月13日（火）<br>～2月16日（金） | 19,734件<br>（山梨県内在住の未受診者へ発送）<br>※東京支部加入、山梨県内在住者含む | 262  |
| イオンモール甲府昭和<br>（3Fイオンホール） | 令和6年2月26日（月）<br>～3月1日（金）  |                                                  | 298  |
| 富士吉田市民会館                 | 令和6年3月26日（火）              |                                                  | 94   |
| 山梨県JA会館                  | 令和5年12月21日（木）             | 596件                                             | 12   |
| 都留市まちづくり交流センター           | 令和5年12月22日（金）             | 1,018件                                           | 45   |
| 上野原市文化ホール                | 令和6年1月10日（水）              | 1,377件                                           | 10   |
| ホテルレジーナ河口湖               | 令和6年1月18日（木）・1月19日（金）     |                                                  | 36   |

# ＜＜特定保健指導＞＞

## 特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。

保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導（初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価）を行う。

## 4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

### ○令和5年度事業計画

- 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。
- 情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- 令和4年度に本部作成の健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- 保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部と連携し採用活動の強化を図り、その確保に努める。
- 戦略的保険者機能に関する現状評価シートにより抽出された支部特有の課題に対して、重点的に課題解決に向けた取組を行う。
- 健診当日に保健指導が実施できる健診機関と保健指導の契約締結を進める。
- コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率100%となるよう、勧奨案内の送付や健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を行う。
- 事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。
- 特定保健指導対象者が概ね10人以上いる事業所で、特定保健指導未実施事業所に対しては訪問や電話等により勧奨し、利用を促す。

○ K P I : 加入者の特定保健指導の実施率を38.2%以上とする。  
 (被保険者実施者数目標 : 6,603人 (実施率 : 38.2%) 、 実施対象者数 : 17,285人)

【実施結果 : KPI 23.8%】 情報系システムより出力 (令和6年6月末日)

|    | R 5 目標 (件) |       |       | R 5 実績 (件) |       |       | 目標到達度 (%) |       |       | R 4 実績 (件) |       |       | R 5 -R 4 (件) |     |       |
|----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|--------------|-----|-------|
|    | 協会         | 委託    | 計     | 協会         | 委託    | 計     | 協会        | 委託    | 計     | 協会         | 委託    | 計     | 協会           | 委託  | 計     |
| 初回 | 5,758      | 3,805 | 9,563 | 3,899      | 1,737 | 5,636 | 67.7%     | 45.7% | 58.9% | 3,151      | 1,014 | 4,165 | 748          | 723 | 1,471 |
| 評価 | 3,685      | 2,918 | 6,603 | 2,320      | 1,373 | 3,693 | 63.0%     | 47.1% | 55.9% | 2,108      | 837   | 2,945 | 212          | 536 | 748   |

- 協会けんぽ保健指導担当者による実績及び外部委託先の実績において、初回面談数、評価数ともに前年度を上回った。
- コロナ禍以降、ICTによる初回面談を積極的に取り入れたことで、利便性の向上につながったことも 1 つの要因となっている。
- 健診機関と連携し、健診当日保健指導分割実施の推進を行ってきた実績が反映された。

### ○令和5年度取組内容・結果

- コラボヘルスエントリー事業所について、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時等を利用し、実施勧奨を実施した。
- 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、特殊健診日に特定保健指導を実施した。  
⇒ 2 事業所、70人実施
- 特定保健指導対象者が概ね10人以上いる事業所で、特定保健指導未実施事業所に対しては訪問や電話等により勧奨し、利用を促した。 ⇒ 支部長、企画総務部長、保健グループ長、支部保健師による訪問勧奨実施
- 新規保健指導機関の受託勧奨を行った。 ⇒ 1 機関と新規契約
- 特定保健指導継続者へ無料血液検査を実施。 ⇒ 128人実施

# 5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

## ○令和5年度事業計画

- 健診機関と連携し、商業施設等を利用した健診実施日に特定保健指導を行う。
- 市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導や地域別来所相談実施の機会を増やす。

## ○KPI：加入者の特定保健指導の実施率を14.3%以上とする。

（被扶養者実施者数目標：178人（実施率：14.3%）、実施対象者数：1,244人）

## 【実施結果：KPI 8.9%】

情報系システムより出力（令和6年3月末日）

|    | R5目標（件） |    |     | R5実績（件） |    |    | 目標到達度（%） |       |       | R4実績（件） |    |     | R5-R4（件） |    |     |
|----|---------|----|-----|---------|----|----|----------|-------|-------|---------|----|-----|----------|----|-----|
|    | 協会      | 委託 | 計   | 協会      | 委託 | 計  | 協会       | 委託    | 計     | 協会      | 委託 | 計   | 協会       | 委託 | 計   |
| 初回 | 125     | 85 | 210 | 67      | 32 | 99 | 53.6%    | 37.6% | 47.1% | 51      | 27 | 78  | 16       | 5  | 21  |
| 評価 | 100     | 78 | 178 | 47      | 30 | 77 | 47.0%    | 38.5% | 43.3% | 89      | 24 | 113 | -42      | 6  | -36 |

後日の案内を行っているものの個別の申し込み実績は伸び悩む中、前年度に比べまちかど健診の受診者が減少したこと等に伴い協会の保健指導者による実績が低迷した。

## ○令和5年度取組内容・結果

- 自治体主催の結果説明会で保健指導（1市1町）を実施した。
- 特定保健指導利用券発送時に特定保健指導利用勧奨の案内を送付した。

## 6. 特定保健指導対象者減への取組

### ○令和5年度事業計画

- 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を積極的に進める。
- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせ、より質の高い保健指導を実施する。

### ○令和5年度取組内容・結果

- 新たに外部の保健指導専門機関に、積極的支援初回面談後の継続的な支援の委託を開始した。
- 年6回の支部内研修会を実施した。保健指導者が研修の企画立案から主体的に携わり積極的に研修会に参画できるよう調整を図った。第4期特定保健指導の導入に向け、保健指導力のスキルアップのためのプログラム（事例検討、無関心期対象者への関わり、運動実践等）を通じて学びを深めた。
- 12月に委託健診機関及び支部保健指導者を対象とした特定保健指導従事者合同研修会を開催し、特定保健指導に携わる専門職全体のスキルアップに取り組んだ。

# ◀重症化予防事業▶

## ○未受診者の受診勧奨事業

血圧、血糖、脂質に関する検査値が要治療域と判定されながら、医療機関を受診していない35歳以上75歳未満の被保険者に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業のこと。

一次勧奨対象者

| 収縮期血圧     | 拡張期血圧     | 空腹時血糖      | HbA1c(NGSP値) | LDL        |
|-----------|-----------|------------|--------------|------------|
| 160mmHg以上 | 100mmHg以上 | 126mg/dl以上 | 6.5%以上       | 180mg/dl以上 |

二次勧奨対象者

| ① | 収縮期血圧     | 拡張期血圧     | 空腹時血糖      | HbA1c(NGSP値) |
|---|-----------|-----------|------------|--------------|
|   | 180mmHg以上 | 110mmHg以上 | 160mg/dl以上 | 8.4%以上       |

② 一次勧奨該当基準（血圧・血糖・LDL）のうち、2つ以上に該当する者

## ○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導を行う事業のこと。

# 7. 未受診者への受診勧奨事業

## ○令和5年度事業計画

- 未治療者への受診勧奨について健診実施機関を中心とした外部委託機関を利用することにより、一次勧奨未治療者へ確実に勧奨を行う。また勧奨方法は文書勧奨も含め、契約保健師からの電話勧奨等、効果的な方法を検討のうえ、着実に実施する。あわせて、LDLコレステロール値についても着目し、受診勧奨を実施する。
- 未治療者への受診勧奨として健診機関と連携を図り、健診結果送付時に医療機関への早期受診を勧奨する文書を見直しのうえ引き続き同封する。
- 未治療者への受診勧奨は、健診や保健指導勧奨と併せて、事業主や健診担当者に働きかけていく。
- 糖尿病重症化予防事業については、医師会や医療機関等の団体と連携し、事業を進めていく。

○K P I : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする。

【実施結果 : KPI 8.3%】

## ○令和5年度取組内容・結果

- 本部による一次（文書）勧奨の実施  
⇒ 送付実施者数：6,545人(R4.4月～R5.3月健診受診者)
- 支部による二次勧奨の実施（一次勧奨の未治療者）  
⇒ 文書勧奨：6,220人（送付実施者数）  
⇒ 電話勧奨：1,007人（協会けんぽ保健師）、94人（健診機関）

【受診結果（脂質のみ基準該当者除外）】 対象者4,133人中、受診者数 343人 受診率 8.3%

## 8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

### ○令和5年度事業計画

- 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。  
⇒ 糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数：7人

### ○令和5年度取組内容・結果

- 実施案内送付数：71人
- 新規保健指導実施者：1人
- 令和4年度に実施した方へのフォローアップを2名実施。
- 山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに71人の方に保健指導案内を送付した。1名の方より参加希望があり、主治医より指示書の提供を受けて10月より保健指導並びに支援を実施したが、資格喪失のため途中終了。

# 令和5年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部  
業務グループ

# 1. サービス水準の向上

## ○令和5年度事業計画

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード:10日間）を遵守する。
- 電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。
- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。

## ○KPI

### ①サービススタンダードの達成状況（ ）内は令和4年度実績

| 令和5年度<br>事業計画  | 令和5年度<br>事業結果  | 目標KPIとの差 |
|----------------|----------------|----------|
| 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | －<br>(－) |

### ②現金給付等の申請にかかる郵送化率（ ）内は令和4年度実績

| 令和5年度<br>事業計画        | 令和5年度<br>事業結果    | 目標KPIとの差         |
|----------------------|------------------|------------------|
| 96.0%以上<br>(95.5%以上) | 92.6%<br>(93.2%) | ▲3.4%<br>(▲2.3%) |

## ○令和5年度取組内容・結果

- 傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間以内）について、進捗状況を適切に管理したことで100%を達成できた。
- サービススタンダードの所要日数は5.84日（令和4年度6.86日）程度で支給している。（全国平均6.19日）
- 窓口へお越しいただかなくても申請手続きができるように、電話対応時や各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知したが、申請手続きの郵送化率は92.6%（令和4年度93.2%）と計画を下回った。
- 外部委託業者によるお客様満足度調査の令和5年度結果は現在本部で集計中である。令和4年度の架電調査満足度87.5%以上を目標に、毎月職員同士で電話対応の相互チェックを実施しCS向上検討委員会で共有するなど、サービス水準の向上に取り組んだ。

## 2. 限度額適用認定証の利用促進

### ○令和5年度事業計画

- オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

### ○高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合

| 令和4年度事業結果 | 令和5年度事業結果 |
|-----------|-----------|
| 81.80%    | 80.29%    |

### ○令和5年度取組内容・結果

- 納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報及び制度周知を実施した。
- 申請書を設置してある医療機関に対して引き続き設置の協力をお願いした。
- 重度心身障害者医療費助成制度の窓口である市町村職員を対象とした研修会が、オンラインにより実施され、講師として参加し、制度の積極的な周知や限度額適用認定証の使用促進について説明を行った。

# 3. 現金給付適正化の推進

## ○令和5年度事業計画

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む）を行うとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。

## ○令和5年度取組内容・結果

- 保険給付適正化 P T 会議開催回数：4回
- 事業主への立入検査実施結果：0件
- 傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。
- 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

| 老齢年金 |            | 障害年金 |             |
|------|------------|------|-------------|
| 件数   | 金額         | 件数   | 金額          |
| 26件  | 1,366,588円 | 36件  | 10,947,565円 |

- 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

| 件数 | 金額          |
|----|-------------|
| 7件 | 14,105,000円 |

## 4. 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう 施術療養費の照会業務の強化

### ○令和5年度事業計画

- 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

### ○K P I：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合に ついて対前年度以下とする

（ ）内は令和4年度実績

| 令和5年度事業計画            | 令和5年度事業結果        | 目標K P Iとの差         |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 0.65%以下<br>(0.68%以下) | 0.64%<br>(0.65%) | ▲0.01%<br>(▲0.03%) |

### ○令和5年度取組内容・結果

- 多部位かつ頻回の申請に対し、2,972件の文書照会を実施した。（令和4年度2,620件）
- 受診者に対する文書照会や適正受診の啓発を実施し、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合は0.01%減少することができた。

## 5. 被扶養者資格の再確認の徹底

### ○令和5年度事業計画

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書や電話にて勧奨を行う。
- 未送達事業所については、所在地調査により、送達の徹底を行う。

### ○K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

( ) 内は令和4年度実績

| 令和5年度事業計画            | 令和5年度事業結果        | 目標K P Iとの差       |
|----------------------|------------------|------------------|
| 94.0%以上<br>(93.4%以上) | 85.7%<br>(89.9%) | ▲8.3%<br>(▲3.5%) |

### ○令和5年度取組内容・結果

- 10月下旬から11月中旬にかけて、被扶養者資格再確認対象の9,203事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、7,888事業所から確認書の提出があった。その結果、263名の被扶養者資格が解除となり、前期高齢者納付金について、推計で約370万円の負担軽減が図られた。
- 海外在住者の確認状況については、対象者26名の資格確認業務を実施した。

# 令和5年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部  
レセプトグループ

# 1. 効果的なレセプト内容点検の推進

## ○令和5年度事業計画

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。

## ○K P I ①：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。

| 令和5年度事業計画              | 令和5年度事業結果          | 目標 K P I との差        |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| 0.293%以上<br>(0.338%以上) | 0.306%<br>(0.292%) | 0.013%<br>(▲0.046%) |

## ○K P I ②：協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。( ) 内は令和4年度実績

| 令和5年度事業計画              | 令和5年度事業結果          | 目標 K P I との差    |
|------------------------|--------------------|-----------------|
| 4,935円以上<br>(5,638円以上) | 5,913円<br>(4,934円) | 978円<br>(▲704円) |

## ○レセプト点検結果

(注1) 効果額 = 金額 ÷ 当該年度末の平均加入者数

| 令和4年度実績 |        |             |          | 令和5年度実績 |       |             |          |
|---------|--------|-------------|----------|---------|-------|-------------|----------|
| 点検項目    | 件数     | 金額          | 効果額 (注1) | 点検項目    | 件数    | 金額          | 効果額 (注1) |
| 資格点検    | 12,555 | 462,119,480 | 1,855    | 資格点検    | 9,919 | 357,270,586 | 1,718    |
| 外傷点検    | 1,074  | 50,634,498  | 203      | 外傷点検    | 1,428 | 58,240,922  | 239      |
| 内容点検    | 7,202  | 99,649,891  | 400      | 内容点検    | 8,511 | 105,837,266 | 435      |

○スキルアップ事業実施状況

| 大阪支部主催WEB勉強会        | 参加人数 | 支部主催         | 参加人数 |
|---------------------|------|--------------|------|
| 大阪支部点検員による勉強会 医科・調剤 | 6名   | 外部講師研修 医科・調剤 | 6名   |

|                  |        |
|------------------|--------|
| 支部内勉強会           | 毎月2回開催 |
| 支払基金との再審査疑義事例協議会 | 毎月1回開催 |

○多受診者対策実施状況

| 年度期首対象者数 | 年度中新規対象者数 | 対応完了者数 | 対応者残数 |
|----------|-----------|--------|-------|
| 4名       | 3名        | 2名     | 5名    |

○令和5年度取組内容・結果

- 内容点検において、外部講師研修（2回）、他支部との勉強会等を通じて点検員のスキルアップやシステム点検の効率化（自動点検マスタの精査）等に取り組む、査定額向上を図った結果、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検査定率及び協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額の2項目ともに、目標を達成することができた。
- レセプト点検結果として、加入者1人当たりの効果額は、資格点検が1,718円、外傷点検が239円、内容点検が435円となり、外傷点検と内容点検は前年度実績を上回ることができた。
- 多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を定期的に行う。支部内での情報共有を図りながら、各個人へ行動変容を促す文書を送付し、医療費適正化に努めた。

## 2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権管理回収業務の推進

### ○令和5年度事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後、保険証未回収者に対する返納催告を早期に行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証の添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

### ○K P I ①：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

| 令和5年度事業計画              | 令和5年度事業結果          | 目標 K P I との差       |
|------------------------|--------------------|--------------------|
| 95.15%以上<br>(99.41%以上) | 93.88%<br>(95.14%) | ▲1.27%<br>(▲4.27%) |

( ) 内は令和4年度実績

### ○K P I ②：返納金債権（資格喪失後受診にかかるものに限る）の回収率を対前年度以上とする。

| 令和5年度事業計画              | 令和5年度事業結果          | 目標 K P I との差       |
|------------------------|--------------------|--------------------|
| 87.53%以上<br>(94.42%以上) | 87.15%<br>(87.52%) | ▲0.38%<br>(▲6.90%) |

( ) 内は令和4年度実績

## ○令和5年度取組内容・結果

- 保険証回収業務においては、日本年金機構の資格喪失処理後、10営業日以内に保険証未回収者に対し返納の文書催告を実施し、一次催告後も未回収者に対しては、二次催告及び三次催告を実施した。また、資格喪失届に添付された被保険者証回収不能届を活用し、電話・文書催告を実施し、保険証回収率の向上に努めた。
- 保険証の回収率は目標達成には至らなかったが、全国平均を大きく上回る(全国1位)高い保険証回収率を維持することができた。
- 本部から提供された保険証の未返納者が多い事業所データを活用し、事業所訪問及び文書により資格喪失届への保険証添付の徹底、早期返納の周知広報を実施した。
- 債権管理回収業務については、返納金催告サイクルを確立し、それに基づく定期的な催告(弁護士名催告含む)及び費用対効果を踏まえた法的手続き(支払督促)を実施した。また、保険者間調整を積極的に案内し、債権回収に努めた。
- 返納金債権の回収率は目標達成には至らなかったが、全国平均を大きく上回る(全国3位)高い債権回収率を維持することができた。